

公園名

富士川クラフトパーク

募集に関する質問

質問 1

令和 5 年度から 7 年度までの道の駅みのぶの管理費実績の提供は可能か。

質問 2

電気料、人件費の精算は行われるか。

質問 3

選定委員会二次審査時に出席できる人数は。また、その際出席できるメンバーとして、現在は当社の社員ではないが次期指定管理を受託出来た暁には、事務局長及び社員として業務に従事する予定の者の出席は可能か。

回答

回答 1

道の駅みのぶの管理運営業務における委託費の実績は各年度で、以下のとおりとなります。

令和5年度 4,390,100円（消費税及び地方消費税含む）

令和6年度 4,650,800円（消費税及び地方消費税含む）

令和7年度 4,887,300円（消費税及び地方消費税含む）

回答 2

スライド制度の導入により、①人件費および②エネルギー費（電気・ガス・灯油・ガソリンに係る委託料）は、毎年度見直しを行います。

このうち①人件費については、申請上限額の範囲内で、指定管理者が実際に行う賃上げ額を申請し、その分を増額する仕組みとしています。そのため、事業報告書において増額分が賃上げに充当されていない場合には、委託料の返還を求めることがあります。

一方、②電気・ガス・灯油・ガソリンに係る委託料については、精算は行いません。

回答 3

出席できる人数は6人までとしてください。

また、出席できる者は、応募している事業者の社員に限られますので、社員でない方は出席できません。